

はたらく青年

発行・日本共産党中央農地区委員会 2019年11月1日
〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉1163
☎0574(26)8195
✉jcp.chunochiku@lapis.plala.or.jp

全国一律最賃で経済好転へ



春闘共闘、与野党国會議員が集会

国民春闘共闘会議・全労連・東京地評は9月30日、来年の春闘で最賃の全国一律制と時給1500円への引き上げをめざす集会を衆院議員会館で開きました。この集会には、自民党最賃議連、立憲民主党、日本共産党、国民民主党、社民党の国会議員が参加し、れいわ新選組がメッセージを寄せました。小田川全労連議長は主催者あいさつで「与野党が出席するのは初めて。全国一律最賃の訴えは自治体にも共感が広がっている」と訴えました。

判決“格差は違法”に従えと要求書

日本郵便とゆうちょ銀行で働く非正規労働者190人が、手当や休暇制度に正社員と格差があるのは、労働契約法20条違反だとして、正社員と同じ手当を求める要求書を会社側に提出し、その実現をめざして闘っています。

闘っているのは、いずれも郵政産業労働者ユニオン（郵政ユニオン）の組合員です。これまでに、東京・大阪の2つの高等裁判所は、労働契約法20条は、雇用期間の定めがあることによる不合理な労働条件の格差を禁止しているとして、住居手当、年末年始手当、無給の病気休暇で格差があるのは、不合理な格差と認定しました。しかし、裁判としては最高裁での闘いが続いています。

他方、郵政ユニオンは、この高裁判決を受けて「郵政の『労働契約法20条裁判』は原告だけのたたかいではなく、郵政で働く労働者の権利を回復するたたかいです。全国で2千万人といわれる非正規労働者の処遇の改善をすすめるもの」として今回の要求書を提出しています。

未来ひらく'20春闘に一全労連が発表

全労連の野村幸裕事務局長は、来年の2020年国民春闘構想の素案を記者会見で発表しました。

「未来を切り拓（ひら）く春闘」と位置付け、8時間働きながら暮らせ、未来の生活設計が可能な労働条件の確立を求めて経済・社会構造を変えていくたたかいを訴えています。

野村氏は「大企業の内部留保が、日本の経済を停滞させている。内部留保を活用することが春闘での大幅賃上げ、底上げを可能にする道」と指摘して「社会的な賃金闘争」を展開することを強調。

春闘では、労働組合の役割やたたかう姿を国民にも広く知らせながら、組合員の飛躍的な拡大に取り組むとしています。（10/18・赤旗）

“勤続12年で手取り14万円”普通か！

「アラフォーの会社員です。主な手取りは14万円…都内のメーカー勤続12年で役職にもついていますが、この給料です…何も贅沢出来ない生活。日本終わってますよね？」。これは「ガールズちゃんねる」という女性向けネット掲示板について先日投稿された書き込みだ。他のネット媒体にも広がり「#手取り14万円」というハッシュタグとともに共感を呼んでいる。同じ境遇の人たちが「自分も」と声を上げはじめたのだ。12年勤務して14万円というと、フルタイム働いても生活保護費と1~2万円くらいしかならない。日々労働相談を受けていると、もはやそれが当たり前になりつつあることを実感する。青年ユニオンの組合員Bさんはある会社で営業職として入社し、1年が過ぎようとしていた頃、10年先輩の給与明細を見てしまったことがあります。ほとんど自分の給与と変わっていなかったそうだ。10年働いてもこんな低賃金だと未来がないと、Bさんは転職することを決めたと言う。かつて日本では年功賃金、終身雇用が標準的な働き方とされていたが、もうそんなものはない。一つの会社で勤続年数を重ねても給料は上がらないから、転職を繰り返しながら給料を上げていくしかないという発想が広がっている。それを象徴するかのように、数年前に話題になったのが「条件は、今よりいい会社、以上」というキャッチコピー。やりがいのある仕事をするため、あるいはキャリアアップのためという理由ではなく、今よりも少しでもいい条件を求めるのだ。転職したからといって賃金が上がるわけではない。少しでも可能性があるなら転職活動をするのだ。しかし、今の日本社会が忘れてしまっているのが手段である。そう、労働組合を組織し、待遇改善のために闘うことだ。労働組合は憲法にも保障されている権利だ。使わない手はない。今回の「手取り14万円」の発信が広がったことは、労働組合の必要性の裏返しだ。日本社会が労働組合を思い出す取り組みが求められている。（新婦人新聞10/17・原田青年ユニオン）

大工さんの休業補償日額5千円

建設業で働く個人事業主の「一人親方」（職種は大工・電気工事・内装工）の労災保険の給付基礎日額で最も多いのが5000円（30%）、次いで6000円（11%）、4000円（9%）と半数以上が5千円前後で、労災による補償でも低水準であることがわかりました。

これは、厚労省が全建総連などの建設業関係団体を通じておこなった初のアンケート活動によるもので、寄せられた回答4万2千件の内、全建総連分の3万9千件の結果から明らかになったものです。「一人親方」の平均年齢は、54.7歳。働き先では地元工務店が40%、住宅メーカー20%、ゼネコン12%など。仕事の受注方式は、ゼネコンとの契約62%、住宅メーカー57%、地元工務店は38%となっています。

労基法違反の悪法は許さない

安倍内閣は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」の実施を可能とする法案を今国会に提出します。この法案は、学期中の労働時間を延長する代わりに、夏休み期間中に休日をまとめ取りできるようにする「働き方改革」になると文科省は説明します。

変形労働時間制は、1日8時間以内となっている労働時間を、平均して週40時間を越えない範囲で、繁忙期について延長できる制度。ただし、「1日10時間・週52時間」が上限で、繁閑期がある工場などの労働者には適用できますが、教員は対象外とされてきたものです。しかし、今回の法案は、労使間による書面の「協定」を結んだ場合のみに導入できるという労基法に違反して、地方自治体の条例で可能とする悪法です。

今の学校の夏休みは部活動や研修などで教員にとって「閑散期」ではなく、「変形労働時間制が採用されれば、夏休み前に倒れてしまう」と反対の声が広がっています。

時代遅れの“スト破り”容認できない

東北道・佐野サービスエリアで働く人たちが社長の横暴に耐えかねて、労働組合に結集してストライキを起こしました。夏休み期間中でもありサービスエリアでの売店が利用できないこともあって、週刊誌でもストライキ決行中の写真が掲載されました。このストに対し、社長は代替の従業員を送り込み、いわゆる“スト破り”で営業が再開されました。労働者の声は報道されず、社長のスト破りが批判されることもありませんでした。

155年前イギリスの労働者は資本家の“スト破り”を許さないために各国の労働者の団結を求めて国際労働者協会をつくりました。ヨーロッパではこうした労働者の権利を守る闘いが続けられ、“スト破り”は恥ずかしいことと批判されています。ストライキにも仁義があります、この仁義を忘れてはなりませんがどうでしょうか。

ワーキング・プア 1098万人

国税庁によると2018年の民間給与実態統計調査によると、年収200万円以下のワーキング・プア（働く貧困層）は1098万人と前年から12万9千人増加しました。この層が1千万人を越えるのは13年連続です。ワーキング・プアは非正規雇用のまん延に合わせて増加。2014年には1139万人まで増えましたが。その後も高い水準で推移しています。

貧困層が増大する一方で、年収2500万円超の給与所得者も増え1996年には6万人でしたが22年後の2018年16万人になり給与所得者に占める割合も0.1%～0.3%へと格差は広がっています。貧困と格差が広がっているときに消費税を増税したことは、さらに事態を深刻にさせます。貧困を解決するためには、中小企業への社会保障費減額などの支援を強めながら最賃1500円をめざすことです。（10/3・赤旗）

なくならない長時間労働

厚労省調査

厚生労働省は、違法な長時間労働（残業・休日労働）が疑われる全国の2万9079事業所を2018年度に調べた結果、約40%の1万1766カ所で法令違反を確認したとの監督指導結果を発表しました。17年度も1万超の事業所で確認されており、違法な長時間残業がまん延している実態を示しています。

違法な時間外労働は、必要な労使の「36協定」が結ばれていないかったり、協定の上限を超えて残業をさせたりしていたケース。この他、賃金不払い残業が1872事業所、過重労働による健康障害防止措置の未実施が3510事業所にのぼりました。

「36協定」は職場の過半数の労働者から民主的に選ばれた代表と使用者が結ばなければなりません。7人の労働者に1ヶ月100時間を越える時間外・休日労働をさせていたある事業所では、役職者が代々、労働者代表を引き継いでいたため同協定が無効と判断されました。

8割が希望はウソ

安倍首相の国会演説

安倍首相は国会の所信表明演説（10/4）で「65歳を超えて働きたい。8割の方がそう願っている…70歳までの就労の機会を確保します」と言います。その「8割」の根拠は、60歳以上で現在仕事をしている人のみに「あなたは何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか」と質問した回答、「70歳くらいまで」（22%）、「働けるうちはいつまでも」（42%）の合計だというわけです（19年版「高齢社会白書」）。この調査の元になっていたのが『高齢者の日常生活に関する意識調査』です。それによると60歳以上の仕事をしていない人も含めた「65歳を超えて働きたい」は55%です。高齢者世帯の55%が「生活は苦しい」と回答し、「収入がほしいから働く」は49%です。年金を削り、医療・介護の負担を増やすアベ政治が、多くの人を働かざるを得ない高齢者にしています。